
武道館建設検討結果報告書

山口市武道館建設検討委員会

平成30年4月

《はじめに》

スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進をはじめ、国民生活において多面にわたる役割を担うものと規定されている「スポーツ基本法」が、平成23年8月に施行され、これを受けて「スポーツ基本計画」が策定され、地方自治体は学校、スポーツ団体及び民間事業者と連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組むこととされている。

本市においても、現在、基本理念を「全市民が気軽にスポーツに親しみ、スポーツが文化として定着することを目指して」とし、市民が主体的にスポーツに取り組めるよう身近な地域のスポーツ環境整備を推進するため、平成25年度からの5カ年を期間とする「山口市スポーツ推進計画」を策定されている。

こうした状況下において、平成24年4月から「相手を尊重する友愛の心を基本とし、心身の鍛錬を通じて、次代を担う青少年の健全育成や自己形成を培う心と技を伝承する日本古来の伝統文化の武道」がすべての中学校で男女を問わず必修化され、今後、教育的価値観を含めて武道に対する関心がより一層高まり、武道競技の普及・推進拠点としての武道専用施設のニーズが高まるとともに、武道団体等から武道館の建設要望があるなど、武道をとりまく環境にも変化が見られたところである。

この動きを受けて平成27年8月28日に「山口市武道館建設検討委員会」が設置され、山口市武道館の必要性について検討を重ね、検討結果をとりまとめることとなった。さらに具体的に検討が望まれる項目については留意事項を付記したので、今後の施策の展開に向けて活用いただければ幸いである。

平成30年4月

山口市武道館建設検討委員会

市武道館整備の必要性に至る背景

本市の武道競技人口は、少子高齢化社会を迎えた今日において、生涯スポーツとして緩やかではあるが増加しているところである。

一方、武道環境の面から武道専用施設の設置状況をみると、昭和59年に県が設置された唯一の武道（弓道、相撲を除く）の公式大会が開催可能な「県スポーツ文化センター武道館」があるが、試合会場と分離した固定観客席が配置されていないことから、選手と観客の動線が混在し、大会運営上支障をきたす場合がある。また、施設の利用についても、大規模な大会等が優先されることから、小規模の大会や日常の鍛錬の場としての確保が困難な傾向にある。

市有施設としては、昭和53年に整備された市柔剣道場があるが、老朽化に加え、施設規模が小さく駐車スペースもわずかであることから大会の開催は困難であるが、日常の鍛錬の場として利用は多い状況である。

また、県内の武道館整備状況をみると、本市のみ市有武道館が整備されていない状況であり、各市の競技人口1,000人あたりに占める道場面数の割合は3.68面となり県内最低であるとともに、県内平均と比較しても半分以下の数値となることから、極めて低い状況である。

このような状況を踏まえると、本市の武道競技を取り巻く環境は、県内の他自治体の武道環境と比較して、決して恵まれた状態とは言えないところである。

そうした中、市内の武道10団体から、「日常の鍛錬の場、合同稽古会の場、指導者講習会の場及び大規模な武道大会の開催誘致が可能な施設の建設を求める」内容の「山口市武道館建設の要望書」が、平成23年11月14日に署名者数22,734人分を添えて市長に対して提出され、市として武道館建設について検討することとなったことから、山口市武道館建設検討委員会が設置され、本委員会において武道館の必要性について検討することとなった。

開催年月日	開催内容	主な検討内容
平成27年 8月28日	山口市武道館建設検討委員会（第1回）	委員委嘱 市内武道施設視察
平成28年 3月10日	山口市武道館建設検討委員会（第2回）	県内他市武道施設視察
平成28年 9月20日	山口市武道館建設検討委員会（第3回）	県内他市武道施設視察
平成29年 2月17日	山口市武道館建設検討委員会（第4回）	視察内容確認 検討項目確認
平成29年 8月4日	山口市武道館建設検討委員会（第5回）	武道館建設の必要性
平成29年 12月22日	山口市武道館建設検討委員会（第6回）	武道館建設の必要性
平成30年 3月28日	山口市武道館建設検討委員会（第7回）	報告書のとりまとめ

山口市武道館建設の必要性に関する報告

【必要性】

日本伝統の武道を、市民に普及・奨励し、青少年の健全育成を図り、市民の健康づくりや生涯にわたる学びを推進するとともに、武道を通じた交流の場を提供するため、本市における武道振興の拠点となる施設が必要である。

【主な理由】

○スポーツによる賑わいの創出

これまで市内では開催が困難であった武道大会をはじめとした各種大会を積極的に開催・誘致できることとなり、交流人口の増加が見込まれるとともに、更なる賑わいが創出されることで地域の活性化が期待される。

○生涯スポーツ社会の実現

市武道館を拠点として、武道に触れる機会を提供することにより、武道が広く普及し、幅広い年代の方が同じ競技に取り組める環境が広がる。それにより、世代間交流や高齢者の生きがいづくりなど、生涯スポーツ社会の実現につながる。

また、年齢に応じて無理なく身体活動に取り組める機会が広がることで、市が掲げている「健康都市宣言」による「健康都市やまぐち」の実現が期待される。

○青少年の健全育成

中学校で武道が必修化されており、適正で効果的な指導の普及に有効と考えられるとともに、子どもたちの体力・運動能力の低下が懸念される中、武道を通じて、伝統と文化に触れ、礼節をはじめとする心技体を修練する場を提供することで、青少年の健全育成につながる。

○競技力の向上

競技活動の拠点ができることにより、子どもたちや競技者、武道関係者の活動意欲を向上させるとともに、競技人口の増加及び選手の育成・強化につながり、世界で活躍できる競技者の輩出など、競技力の向上が期待できる。

○指導者の資質向上

武道の普及・奨励には、指導者の育成や資質の向上が必要であり、市武道館を拠点とする指導者研修により、正しい指導方法を身に付けた指導者が養成され、指導者の資質が向上することで、適正で効果的な指導の普及に有効と考えられる。

【留意事項】

○規模

武道館の整備にあたっては、公費が投入されることから、市の財政状況を考慮し、建設に要する経費をできる限り抑制するとともに、建設後の維持管理に要する経費の削減を視野にいれた上で、山口市における武道の拠点としてふさわしい規模の施設とすることが望ましい。

○多目的に利用可能な施設

収入の確保、利用促進を図るとともに交流人口の拡大等の観点から、武道館としての整備検討とあわせて、多目的な利用も可能な施設を検討することが望ましい。

また、既存施設の有効活用も考慮し、更なる大規模大会の誘致や建設コスト及び維持管理コストの抑制を図るため、既存施設との併設もあわせて検討することが望ましい。

山口市武道館建設検討委員会における検討経過

(第1回) 山口市武道館建設検討委員会 (平成27年8月28日)

【概要】

- ・ 山口市武道館建設検討委員会委員委嘱
- ・ 委員会の役割
武道館建設の必要性等に関することについて調査及び検討し提言する。
- ・ 市内武道関連施設視察
山口県警察体育館(武徳殿)、やまぐちリフレッシュパーク(メインアリーナ、サブアリーナ)、柔剣道場、隣保館別館、維新百年記念公園(武道館、アリーナ)

【視察目的】

- ・ 市内の武道関連施設の確認。

(第2回) 山口市武道館建設検討委員会 (平成28年3月10日)

【概要】

◇ 県内他市武道施設視察

○ 柳井市武道館(現: FUJIBO 柳井化学武道館)(平成26年11月竣工)

主な設備: 武道場(剣道場2面、柔道場2面)、トレーニングルーム、会議室

○ 周南市学び・交流プラザ(平成27年3月竣工)

主な設備: 武道場(2面分)、冷暖房

複合施設: ホール、アリーナ、会議室、図書館等併設

【主な視察状況等】

◇ 柳井市武道館

- ・ 制限つきで武道以外の利用を認めているが、床が柔らかく傷つきやすい。
- ・ 観客スペースと試合場の区切りがない上、観客と選手の導線が交わるため試合会場としては難しい。
- ・ アップ会場が必要では。
- ・ 武道専用施設のため利用率が高くないように感じる。

◇ 周南市学び・交流プラザ

- ・ 武道場ではあるが、太極拳など武道以外の利用を制限つきで認めている。
- ・ アリーナは観客席と試合会場が分かれていてよい。
- ・ アップ会場として利用できる会場があり便利がよい。
- ・ アリーナが多目的に使用できるため、多種目なスポーツ、多くの人が利用でき、稼働率が高そう。
- ・ 他の目的(図書館、生涯学習施設としての会議室利用)で来られた方も多く、館全体に賑わいがある。幅広い世代で活用されており、公共施設としてよい。

(第3回) 山口市武道館建設検討委員会 (平成28年9月20日)

【概要】

◇県内他市武道施設視察

○山口県立下関武道館 (平成23年7月竣工)

主な設備：大道場 (6面 (多目的))、剣道場 (2面)、柔道場 (2面)、弓道場、相撲場、トレーニングルーム、会議室、冷暖房

○宇部市武道館 (平成5年3月竣工)

主な設備：競技場 (剣道：6面または柔道：4面)、稽古場 (2面)、冷暖房

【主な視察状況等】

◇山口県立下関武道館

- ・大道場は多目的利用可能で、多目的に利用することで利用率が高い。
- ・大道場に固定席1, 030席あり、各道場にも固定席。
- ・利用は土日に集中しており、平日はバドミントンや卓球の利用が多い。
- ・県が建設し、市が指定管理。
- ・空調利用についても減免あり。
- ・自主事業は実施していない。

◇宇部市武道館

- ・自主事業は実施していない。
- ・ほぼ柔道・剣道での利用で、稼働率は高い。
- ・体育協会が18施設の指定管理を行っており、収支は全施設トータル。
- ・老朽化してきているが、長寿命化を図っていく方針。

(第4回) 山口市武道館建設検討委員会 (平成29年2月17日)

【概要】

- ・施設視察内容確認
- ・検討項目の確認
施設形態 (単独または複合)、利用形態 (専用または多目的)、位置 (新設または併設)、規模 (観客席等)
- ・検討委員会スケジュール確認

【主な開催状況等】

◇施設視察に関する感想

- ・公式試合が4面でき、観客席があるものがよい。
- ・畳をあげるのに費用がかかるので柔道と剣道は別々にできるのがよい。
- ・武道館の必要性を検討していない状況であり、まずその検討が必要。

◇検討項目に関する意見

- ・施設の利用状況を把握できる資料が必要。
- ・施設が必要というスタンスなのか。
- ・建設する前提の検討委員会でない。
- ・本委員会の検討目的である必要性をまず検討すべきである。

【概要】

- ・ 武道館建設の必要性

【参考資料】

- ・ 市のメイン施設であるやまぐちリフレッシュパークの利用状況。
 - ▶ 過去2年の土日祝日、平日のそれぞれの利用状況。
 - ▶ 武道での利用状況 (土日に空手が、空手の定期利用が多い)
 - ▶ 土日の稼働率はすべての時間帯の集計で約80%。うち武道はメインアリーナで約0.5%、サブアリーナで約3%。
 - ▶ 土日については、100%に近い状況で、なんらかの大会が開催。
 - ▶ 武道については28年度4件、27年度5件の大会開催。
- ・ 市柔剣道場の過去2年の土日祝日、平日のそれぞれの利用状況。
- ・ 市体育協会加盟団体の登録人数のうち、武道登録人数割合は約15%。
- ・ 県高体連武道関係部活加入割合は、県全体で約56%
- ・ スポーツ交流課所管施設の利用件数、利用人数等。
- ・ その他参考資料 (山口市公共施設等総合管理計画、財政見通し等)

【主な開催状況等】

◇ 武道館建設の必要性に関する意見

- ・ 市柔剣道場について、利用は多いが、狭く大会には利用できない。あくまで個人等の練習場として利用されている。
- ・ リフレッシュパーク稼働率については、視察した武道館とは施設の利用目的が違うので比較は難しい。
- ・ 一番稼働率が高いのは維新公園と思うが、新しい武道館を建設するとなると稼働率が問題となってくる。
- ・ 下関武道館の大道場は、多目的利用なので利用が増えているが、武道競技に特化した道場は利用に限られる。

◇ 山口市公共施設等総合管理計画等に関する意見

- ・ 管理計画では、新しい施設を建設することは非常に難しい状況ではないか。
- ・ 他市には武道館があり、山口市にはない。なぜ、山口市に武道館が建設できないのかという話になる。
- ・ 県の大会となると維新公園のアリーナが多い。日曜日は武道で利用できないことが多いので平日にやることもある。柔道は少ないが、畳があるところでしかできない。
- ・ 中学校での武道必修化もあり、時代の流れではあるが、柔剣道は一生やれるスポーツでもあり、生涯スポーツでもある。
- ・ 武道館を建設するとなれば武道以外での利用が可能でもかまわない。山口市の道場として柔剣道場はあまりに寂しい。山口市には現に武道館がないので、立場としては、試合が出来る会場 (観客席あり) を検討してほしい。(山口市武道振興協議会)
- ・ 公共施設は必ず赤字になる。公共施設のあり方を見直しされているので、新たな価値を生み出すとかの視点も検討し、多目的施設であれば稼働率は上がるはず。未来永劫ランニングコストも要る。

【検討課題】

- ・ 単に武道館が必要かどうかのみの報告結果ではなく、多目的での利用や複合施設としての武道館も視野にいれた検討結果も併せて提言する必要がある。

(第6回) 山口市武道館建設検討委員会 (平成29年12月22日)

【概要】

- ・ 県内主要武道館の利用状況の確認
- ・ 武道館建設の必要性

【参考資料】

- ・ 県内主要武道館の利用状況、収支等
- ・ 市のスポーツ少年団の武道競技人数は590人で全体の約24%。
- ・ 市体育協会に占める武道の人口割合は約15%。
- ・ 県内13市の競技人口1,000人あたりの武道施設整備割合（道場面数/武道競技人数×1,000）は山口市が3.68面となり県内最低。

【主な開催状況等】

◇ 武道館建設の必要性に関する意見

- ・ 他市の状況からしても武道以外の利用がなければ利用者は激減する。
- ・ 維持管理コストが毎年発生する。
- ・ 施設利用に際しては大きな大会が優先されるので利用が難しい。
- ・ 中学校で武道が必修化されたが、現状として中学校に武道場はない。有力な選手は地元に残らず中学から他県にスカウトされる。
- ・ 武道は生涯スポーツとして、健康や生きがい等に繋がる。
- ・ 色々な施設を含めて動きのある施設となればいい。
- ・ 他市の武道環境と比較し、山口市の武道環境は低い。
- ・ 建設するにしても稼働率を上げる必要がある。
- ・ 武道環境は他市に比べ低く、大規模な大会が優先されるため、場所の確保が困難。

【これまでの会議状況を踏まえた意見集約】

- ・ 「山口市武道館建設の要望」が提出されている事実がある。
- ・ 中学校での武道必修化、山口市における武道人口の割合、武道競技の振興及び環境整備という面からも市民が気軽に利用できる一定の規模の武道館は必要である。
- ・ 建設規模が過大なものとならないようにする必要がある。
- ・ 多目的に利用可能な施設とすることで利用率の向上を図り、維持管理コストを軽減する必要がある。
- ・ 既存施設との併設等、複合施設としての建設も検討する必要がある。
- ・ これまでの検討結果を報告書として取りまとめる

(第7回) 山口市武道館建設検討委員会 (平成30年3月28日)

【概要】

- ・ 武道館建設検討結果報告書の確認

○山口市武道館建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武道館の建設要望を受け、その必要性等について調査検討するため、山口市武道館建設検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 武道館建設の必要性等に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 山口市体育協会会長
 - (3) 山口市武道振興協議会会長
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、学識経験者をもって充て、副委員長は、山口市体育協会会長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、ふるさと創生部スポーツ交流課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

○山口市武道館建設検討委員会 委員名簿

	氏 名	組織・役職等	備 考
1号委員	青木 邦男	山口県立大学 名誉教授	
1号委員	城下 賢吾	山口大学 教授	委員長
2号委員	大庭 達敏	山口市体育協会 会長	
3号委員	松村 一	山口市武道振興協議会 会長	

(敬称略)